

届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い入所者の要介護状態区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- ①入所者が25人以下
夜勤を行う看護及び介護職員の数が1人以上
- ②入所者が26人以上60人以下
夜勤を行う看護及び介護職員の数が2人以上
- ③入所者が61人以上80人以下
夜勤を行う看護及び介護職員の数が3人以上
- ④入所者が81人以上100人以下
夜勤を行う看護及び介護職員の数が4人以上
- ⑤入所者が101人以上
入所者の数が25人又はその端数を増すごとに④に掲げる看護及び介護職員の数に1人を追加した人数

- (2) 別に厚生大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者である入所者が15人以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生大臣が定める者であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出ている場合は、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

【厚生大臣が定める基準】

身体障害者手帳1級又は2級相当の視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害のある者又は療育手帳Aを有する知的障害者

【厚生大臣が定める者】

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| ①視覚障害者 | 点字の指導・点訳、歩行支援等ができる者又は当該実務経験5年以上の者 |
| ②聴覚障害者
言語機能障害のある者 | 手話通訳士の資格等を有する者又は当該実務経験5年以上の者 |
| ③知的障害者 | 知的障害者福祉事業従事職員養成施設を修了した者又は当該実務経験5年以上の者 |

2 介護保健施設サービス

- (1) 介護老人保健施設については、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定点数の100分の97に相当する単位数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

夜勤を行う職員は、2人以上とする。ただし、小規模の施設であっ

て、常時、緊急時の連絡体制を取っている施設にあっては、1人以上とする。

- (2) 老人保健法第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

【厚生大臣が定めるもの】

簡易な処置、手術、リハビリテーション等の医療行為
（具体的には、現行の老人保健施設療養費の額（昭和63年3月厚生省告示第82号）の別記に定めるものと同じ）

3 介護療養施設サービス

- (1) 介護療養型医療施設たる病院の療養型病床群における介護療養施設サービス及び介護療養型医療施設の介護力強化病棟における介護療養施設サービスについては、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た点数を算定する。

【厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が30：1以上
（最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦）
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下

- (2) 別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た病院については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき一定の単位数を加算する。

【厚生大臣が定める職員の勤務条件に関する基準】

- ①夜間勤務等看護（Ⅰ）
 - イ 看護婦及び准看護婦の数15：1以上（最低2人）
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- ②夜間勤務等看護（Ⅱ）
 - イ 看護婦及び准看護婦の数20：1以上（最低2人）
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下
- ③夜間勤務等看護（Ⅲ）
 - イ 看護婦及び准看護婦の数30：1以上（最低2人）
 - ロ 看護婦及び准看護婦の1人当たり月平均夜勤時間が64時間以下
- ④夜間勤務等看護（Ⅳ）

- イ 看護婦、准看護婦及び介護職員の数が20：1以上（最低2人、うち1人は看護婦又は准看護婦）
- ロ 看護婦、准看護婦及び介護職員の1人当たり月平均夜勤時間が72時間以下

<食事の提供に要する費用>

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、一定の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、**別に厚生大臣が定める特別食**を提供したときは、1日につき350円を所定額に加算する。

【厚生大臣が定める特別食】

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎（じん）臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍（かいよう）食、貧血食、脾（すい）臓食、高脂血症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓（かえで）糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

介護給付費単位数表告示の中で別告示になっている厚生大臣が定める施設基準の概要

<居宅サービス>

1 通所介護

別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 単独型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されない事業所で行われること。
 - ロ 居宅サービス基準第93条に規定する人員配置によって行われること。
- ② 併設型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所で行われること。
 - ロ 居宅サービス基準第93条に規定する人員配置によって行われること。
- ③ 痴呆専用単独型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されない事業所で行われること。
 - ロ 痴呆を有する利用者のみを対象として、かつ1回の利用人員が10人未満の場合で、居宅サービス基準で定める人員配置基準に加えて、介護職員又は看護職員を1人以上配置して行われること
- ④ 痴呆専用併設型通所介護費の基準
 - イ 社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所で行われること。
 - ロ 痴呆を有する利用者のみを対象として、かつ1回の利用人員が10人未満の場合で、居宅サービス基準で定める人員配置基準に加えて、介護職員又は看護職員を1人以上配置している場合

※ 単独型の事業所で、通常の指定通所介護と痴呆老人専門の指定通所介護を行う場合は、①と③の両方について届出をすることとなり、併設型の事業所で、通常の指定通所介護と痴呆老人専門の指定通所介護を行う場合は、②と④の両方について届出をすることとなる。

2 通所リハビリテーション

別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定リハビリテーションを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 通所リハビリテーション費（Ⅰ）の基準
居宅サービス基準第111条第1項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※通常の規模の医療機関）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの
- ② 通所リハビリテーション費（Ⅱ）の基準
居宅サービス基準第111条第2項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※小規模診療所）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの
- ③ 介護老人保健施設における通所リハビリテーション費の基準
居宅サービス基準第111条第3項に該当する指定通所リハビリテーション事業所（※介護老人保健施設）であって、同項に規定する人員基準を満たすもの

3 短期入所生活介護

別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 単独型短期入所生活介護費の基準
 - イ 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）の基準
介護・看護職員の配置 3：1 以上
 - ロ 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）の基準
介護・看護職員の配置 3.5：1 以上
 - ハ 単独型短期入所生活介護費（Ⅲ）の基準
介護・看護職員の配置 4.1：1 以上
- ② 併設型短期入所生活介護費の基準
 - イ 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）の基準

- 介護・看護職員の配置 3 : 1 以上
- 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）の基準
 - 介護・看護職員の配置 3.5 : 1 以上
- ハ 併設型短期入所生活介護費（Ⅲ）の基準
 - 介護・看護職員の配置 4.1 : 1 以上

4 短期入所療養介護

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 老人保健施設短期入所療養介護費の基準
 - イ 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - 看護・介護職員の配置が 3 : 1 以上であること
 - 老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - 看護・介護職員の配置が 3.6 : 1 以上であること。
- ② 病院療養型病床群短期入所療養介護費の基準
 - イ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 3 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 4 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ハ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 5 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
 - ニ 病院療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が 6 : 1 以上、介護職員の配置が 6 : 1 以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の 2 割以上は看護婦であること。
- ③ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費の基準

- イ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- ロ 診療所療養型病床群短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ④ 痴呆疾患型短期入所療養介護費の基準
 - イ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 痴呆疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準
 - (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ⑤ 介護力強化型短期入所療養介護費の基準
 - イ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅰ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅱ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅲ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型短期入所療養介護費（Ⅳ）の基準

- (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

- 1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること
- 2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること
 - イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものと対象者の標準を40床とすること。
 - ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。
 - (1) 個室

一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること
 - (2) デイ・ルーム

療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること
 - (3) 家族介護教室

老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること

- (3) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合する指定短期入所事業所にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅰ)の基準

転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること(ロ又はハに該当する場合を除く)
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ)の基準

次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く)

- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
 - ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
 - ・ 転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）
- ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準
 転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）
- ② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準
- イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
 次のいずれかに該当すること（ロに該当する場合を除く）
- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
 - ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ロ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
 転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

<施設サービス>

1 介護福祉施設サービス

別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、介護福祉施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 介護福祉施設サービス費の基準
- イ 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
- ロ 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
- ハ 介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
 入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ② 小規模介護福祉施設サービス費の基準

- イ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
- ロ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
- ハ 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ③ 旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
入所定員が25人以下又は31人以上で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上
- ④ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費の基準
 - イ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3：1以上
 - ロ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が3.5：1以上
 - ハ 小規模旧措置介護福祉施設サービス費（Ⅲ）の基準
離島、山村、過疎地域並びに厚生大臣が定める大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域において、入所定員が26人以上30人以下で、介護職員・看護職員の配置が4.1：1以上

2 介護保健施設サービス

- (1) **別に厚生大臣が定める施設基準**に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定

する。

【基準案】

介護保健施設サービス費の基準

イ 介護保健施設サービス費（Ⅰ）の基準

看護・介護職員の配置が3：1以上であること

ロ 介護保健施設サービス費（Ⅱ）の基準

看護・介護職員の配置が3.6：1以上であること。

- (2) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

【基準案】

1 問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するものであること

2 問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していること

イ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものと対象者の標準を40床とすること。

ロ 痴呆専門棟に次の施設を有していること。

(1) 個室

一般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者とのトラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること

(2) デイ・ルーム

療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり2㎡以上とすること

(3) 家族介護教室

老人の自立、家族への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を整えるものとし、30㎡以上の広さを有すること

等

3 介護療養施設サービス

- (1) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護療養型医療施設において、介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い利用者の要介護状態区分又は要

介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

【基準案】

- ① 療養型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1)療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ② 診療所介護療養施設サービス費の基準
 - イ 診療所介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - 療養型病床群に係る看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - ロ 診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - 療養型病床群に係る看護・介護職員の配置が3：1以上で、かつ、看護・介護職員のうち少なくとも1人は看護職員であること。
- ③ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1)老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2)当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準

- (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
- (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ニ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1) 老人性痴呆疾患療養病棟における看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が8：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
- ④ 介護力強化型介護療養施設サービス費の基準
 - イ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅰ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が3：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ロ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅱ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が4：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ハ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅲ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が5：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。
 - ニ 介護力強化型介護療養施設サービス費（Ⅳ）の基準
 - (1) 介護力強化病棟の看護職員の配置が6：1以上、介護職員の配置が6：1以上であること。
 - (2) 当該病棟において、(1)により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護婦であること。

- (2) 別に厚生大臣が定める施設基準に適合する指定介護療養型医療施設にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減じる。

【基準案】

- ① 病院療養型病床群療養環境減算の基準
 - イ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
 - 転換型療養型病床群の廊下幅に係る経過措置の適用を受けていること（ロ又はハに該当する場合を除く）
 - ロ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
 - 次のいずれかに該当すること（ハに該当する場合を除く）
 - ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けている

- こと（＝4床を超えていること）
- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ・ 転換型療養型病床群の機能訓練室に係る経過措置を受けていること（＝40㎡以下であること）
- ハ 病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準
転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）
- ② 診療所療養型病床群療養環境減算の基準
- イ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準
次のいずれかに該当すること（ロに該当する場合を除く）
- ・ 転換型療養型病床群の一病室の定員に係る経過措置を受けていること（＝4床を超えていること）
- ・ 転換型療養型病床群の一人当たり病床面積に係る経過措置を受けていること（＝6㎡以上6.4㎡未満であること）
- ロ 診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準
転換型療養型病床群の食堂又は浴室に係る経過措置を受けていること（＝食堂又は浴室がないこと）

介護療養型医療施設の介護報酬における特定診療費項目

特定診療費項目名	対応する診療報酬項目名	報酬額	内容
1 感染対策指導管理料	院内感染防止対策加算	150単位 (1月あたり)	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合
2 特定施設管理料①	重症者等療養環境特別加算	300単位(個室の場合、1日につき)、 150単位(2人部屋の場合、1日につき)	H1V感染者について、個室又は2人部屋において処遇した場合
特定施設管理料②	難病患者等入院診療料	250単位(1日につき)	H1V感染者が入院した場合(適切な診療等が行える体制を評価)
3 初期入院診療管理料	診療計画加算	250単位(診療内容に重要な変更があった場合には、入院後6月までであれば2回)	入院後早期に、所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合(同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。)
4 重症皮膚潰瘍指導管理料	重症皮膚潰瘍管理加算	540単位 (1月につき)	重症皮膚潰瘍を有している患者に対して計画的な医学的管理を行い、療養上必要な指導を行った場合
5 栄養食事指導料	入院栄養食事指導料	178単位 (月1回まで)	特別食を必要とする要介護者に対して、管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合
6 薬剤管理指導料	薬剤管理指導料	528単位 (月2回まで)	要介護者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合
7 医療情報提供料	情報提供料	病院→病院又は診療所→診療所の場合は290単位、 病院→診療所の場合は290単位 (1回につき)	要介護者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認めて診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合
8 単純エックス線診断・撮影料	エックス線診断料、エックス線撮影料、フィルム料	1回につき200単位	単純エックス線撮影を行い診断を行った場合
9 理学療法Ⅰ～Ⅳ	理学療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅳ	200～65単位 (1日あたり)	
10 作業療法Ⅰ～Ⅱ	作業療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅱ	200～160単位 (1日あたり)	
	老人リハビリテーション総合計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り480単位	
	老人リハビリテーション計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り150単位	
	入院生活リハビリテーション管理指導料	300単位 (1月につき)	
11 言語療法	言語療法(簡単なもの)	135単位 (1日あたり)	
12 摂食機能療法	摂食機能療法	185単位 (1日あたり)	
13 精神科作業療法	精神科作業療法	220単位 (1日あたり)	
14 痴呆性老人入院精神療法料	痴呆性老人入院精神療法	330単位 (1週間につき)	

1. 定数超過利用等により介護給付費がカットされるサービスの種類(案)

サービス種類
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護(老健)
〃 (病院)
〃 (診療所)
グループホーム
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設(病院)
〃 (診療所)

2. 職員が基準を満たさない場合に介護給付費がカットされるサービスの種類と対象職種(案)

サービス種類	対象職種
通所介護	看護職員・介護職員
通所リハビリテーション	医師・OT・PT・看護職員・介護職員
短期入所生活介護	看護職員・介護職員
短期入所療養介護(老健)	医師・看護職員・介護職員・OT・PT
〃 (病院)	医師・看護職員・介護職員
グループホーム	介護従業者
特定施設入所者生活介護	看護職員・介護職員
介護老人福祉施設	看護職員・介護職員・介護支援専門員
介護老人保健施設	医師・看護職員・介護職員・OT・PT・介護支援専門員
介護療養型医療施設(病院)	医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員

福祉用具貸与の特別地域加算の考え方(案)

- 福祉用具貸与の特別地域加算の仕組み
離島等に所在する福祉用具貸与事業所について、貸与の開始日の属する月に限り用具の往復の運搬に要する交通費の実費の範囲内で算定。
- 加算の考え方
他の訪問系サービスの特別地域加算の設定の考え方と異なり、加算できる限度を設定するものであること等を勘案し、福祉用具貸与の実態に即した限度を設定。
- 加算限度の案
当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に限り、交通費の実費を加算できるものとし、事業者における取扱いの現状を参考として、その限度は、月額レンタル料の「100分の100」とする。

(参考)

- 広域的に福祉用具レンタル事業を行う数社に確認したところ、離島等に納品する場合、各社とも実費相当額を徴収する取り扱いであった。

- A社の例(平成9年及び10年における実績)

- ・ 約100km離れた離島へ船で搬送したあるケース

	加算された料金	月額レンタル料
ベ ッ ド	18,000円	15,000~18,000円
歩 行 器	2,500円	3,000円

※ フェリーを利用した場合に要したフェリー料金は、概ね3,000~7,000円



平成12年1月28日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野 進保

答 申 書

平成12年1月17日厚生省発老第6号をもって諮問のあった、指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法（仮称）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定方法（仮称）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定方法（仮称）及び厚生大臣が定める一単位の単価（仮称）の制定については、了承する。